

千葉県下水道協会

排水設備工事責任技術者 届出事項変更案内

排水設備工事責任技術者が届出している住所・氏名・勤務先の登録内容に変更があった場合は、下記の書類を事務局へご提出下さい。

1 提出書類

(1) 「排水設備工事責任技術者届出事項変更届」(様式第8号)

住所・氏名・勤務先は変更した項目のみ新旧お書き下さい。

退職され、その後勤務していない場合は、前勤務先を記入し、欄外に「退職」とお書き下さい。

(2) 排水設備工事責任技術者証の写し

排水設備工事責任技術者証の裏面の「異動事項記載欄」に、変更後の新しい住所・氏名・勤務先を記入してから両面をコピーして下さい。

* 技術者証は有効期限までご使用いただけます。

(3) 下記①②③のうち該当する書類

①住所変更の場合 住民票(原本)

* 地番変更等により市町村から「住所変更証明書」が交付されている場合は、住民票の代わりに証明書を提出することができます。

②氏名変更の場合 下記の a. ～ c. いずれかひとつ(原本)

a. 戸籍抄本 b. 戸籍個人事項証明書 c. 旧氏名併記の住民票

③勤務先変更の場合 下記 a. ～ d. のいずれかひとつ

a. 組合健康保険、全国健康保険協会管掌健康保険被保険者証の写し

(※勤務先の記載が必要です。記載のない場合は b、c、d を添付)

b. 雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し

c. 雇用証明書(従業員の場合)

d. 宣誓書(代表者本人の場合)

但し、現在の勤務先で勤務地(本店・支店・営業所等)のみ変更になった場合は、様式第8号の新勤務先・前勤務先を記入して御提出下さい。その際、健康保険証等に変更があった場合を除き、a～d は提出不要です。

2 住所の記入について

◎建物名称を省略した場合でも、郵便物が届くように御記入下さい。

届出事項変更届(様式第8号)の住所欄

県名から記入し、番地、部屋番号等はハイフンでつなぎ、マンション名、アパート名等の方書きは、後ろに記入して下さい。

但し、建物の所在地が漢数字や英数等で表記されてなく番地の一部となっている場合を除きます。
(例：イーストパレス、ウエストパレス、西棟、東棟など)

* 特に「〇〇1街区、〇〇式番館、〇〇Ⅲ、〇〇21、〇〇G、第2〇〇、〇〇ビル2階」等(〇〇は建物名称)の場合は、番地に含めなければならない部分と方書き(建物名称)部分とに注意して御記入下さい。

〈住所の記入例〉

例1) 住民票の記載 千葉県千葉市中央区△△1丁目2番地の5 〇〇パレスⅢ606号

① 千葉県千葉市中央区△△1-2-5-Ⅲ-606 〇〇パレス

② 千葉県千葉市中央区△△1-2-5-3-606 〇〇パレス

③ 千葉県千葉市中央区△△1-2-5-606 〇〇パレスⅢ

例2) 住民票の記載 千葉県千葉市美浜区△△1丁目10番地の3 〇〇〇式番館707号

① 千葉県千葉市美浜区△△1-10-3-式番館-707 〇〇〇

② 千葉県千葉市美浜区△△1-10-3-2-707 〇〇〇

③ 千葉県千葉市美浜区△△1-10-3-707 〇〇〇式番

3 書類提出先**○郵便料金**

定形 50 g 以内 110 円

定形外 50 g 以内 140 円

定形外 100 g 以内 180 円

切り取って宛名ラベルとしてご使用ください→

260-8722**千葉市中央区千葉港 1-1****千葉市役所 下水道経営課内****千葉県下水道協会事務局 行**
(責任技術者届出事項変更届 件在中)**電話番号 043(245)6112****4 問い合わせ先****千葉県下水道協会事務局**

〒260-8722 千葉市中央区千葉港 1-1 千葉市役所低層棟 3 階

千葉市建設局下水道企画部下水道経営課内

TEL. 043-245-6112

<http://www.city.chiba.jp/kensetsu/gesuidokikaku/keiei/>**〈利用目的〉**

本協会が取得した排水設備工事責任技術者の個人情報、以下の目的にのみ使用します。

○排水設備工事責任技術者の登録管理及び合格証・責任技術者証の交付に関する事

○排水設備工事責任技術者の資格の更新に関する事

○市町村等における排水設備工事業務に関わる事